

NPO法人日本レーザー医学会 令和5年度・6年度評議員申請公募

役員選出委員会

役員選任規則第3章の規定に基づき、次期評議員（任期：令和4年の定例総会の翌日～令和6年の定例総会までの2年）の申請受付を開始いたしますので、**令和4年6月20日（必着）**までに、日本レーザー医学会ホームページ（<http://www.jslsm.or.jp/>）より下記申請書類をダウンロードの上、事務局宛お送りください。

■ 現評議員（令和3年度・4年度評議員）が継続して評議員に申請する場合の提出書類

 [「日本レーザー医学会評議員・次期就任意思確認書\(再任用\)」](#)

 [\(再任用\)「日本レーザー医学会評議員申請書」](#)

■ 正会員が新たに評議員に申請する場合の提出書類

 [\(新規用\)「日本レーザー医学会評議員申請書」](#)

■ 非会員が評議員に申請する場合の提出書類

 [\(非会員用\)「日本レーザー医学会評議員申請書」](#)

注意事項

- (1) **事務局では推薦者署名を集める事務は行いません。**必要書類を完備の上、提出して下さい。
- (2) 提出書類は、**①全てA4判紙の大きさに統一**の上、**②簡易書留郵便**にて、お送り下さい。

~~~~~ 役員選任規則（抜粋） ~~~~~

## 第3章 評議員の選出

第10条 定款第20条の評議員の選任は、役員選出委員会の審査により選出し、理事会の審議を経て選任される。

第11条 評議員になるための審査を受けられる資格は、審査の行われる年の9月1日現在において、次の1～4号を全て具えているか、5号または6号に該当しなければならない。

- 1) 原則として継続して3年以上正会員であること。
- 2) 年齢が65歳未満であること。
- 3) レーザー医学の研究歴、職歴を有し、NPO法人日本レーザー医学会の発展に寄与する業績のある者。
- 4) 正会員である5年間のうち半分以上(3回以上)総会に参加し、活発な活動を行っていること。
- 5) 本会に著しい貢献があったことが認められる者。
- 6) 本会の発展に不可欠な特段の事由を有する非会員。

第12条 本会の評議員選出審査請求方法は次の通りとする。

- 1) 本会理事もしくは評議員1名以上の連記の推薦を必要とする。
- 2) 略歴、レーザー医学に関する主要業績目録又は推薦人による推薦理由
- 3) 入会年月日
- 4) 学会参加回数と参加総会年次を明記した書面を、通常総会の3ヶ月前までに役員選出委員長宛に提出しなくてはならない。

第13条 再任にあたっては、次の条件が満たされる者とする。

- 1) 引き続き評議員として学会に貢献する意思のある者。
- 2) 前任期間中、評議員会を正当な理由なく欠席していないこと。
- 3) 学会参加回数と参加総会年次を明記した書面を、通常総会の3ヶ月前までに役員選出委員長宛に提出しなくてはならない。

第14条 非会員を評議員選出審査請求する場合は、次の条件を満たさなければならない。

- 1) 正会員として登録することを条件とする。
- 2) 本会理事、評議員それぞれ2名以上の推薦を要する。
- 3) 会員登録を行ったことを証明する書面を添付する。
- 4) 推薦人による審査請求をする場合推薦理由を添付する。

を明記した書面を、通常総会の3ヶ月前までに役員選出委員長宛に提出しなくてはならない

第15条 理事長は、評議員に選任された者に対し選考した年の年度末(8月31日)までに、評議員を委嘱する。

